

令和3年(行コ)第8号 行政文書一部不開示処分取消請求控訴事件

控訴人(一審被告) 国(処分行政庁 防衛大臣)

被控訴人(一審原告) 佐藤博文

控訴理由書

令和3年3月29日

札幌高等裁判所第3民事部3係 御中

控訴人指定代理人

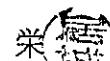
鬼頭忠廣



吉澤淳

居城美佐子

竹内優介



堀内初栄



竹内崇夫



松本隆治



高倉光宏



三橋正典



松下陽子



鈴木伸



黒壁義紹



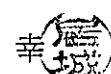
佐々木眞秀路



佐藤輝亭



林田泰幸



関澤淳史



昔農知岳



高野俊信



目 次

第1 はじめに	5
1 事案の概要等	5
2 本書面における一審被告の主張の概要等	6
第2 原判決認容部分①は個人識別部分に該当すること	8
1 「海外派遣」	8
2 「手段」及び「方法」	9
3 「妻」	11
4 「単身」	12
(1) 「単身」の項目に記載されている内容について	12
(2) 「単身」の項目の特記事項から個人を識別することができるこ	12
(3) 単身赴任である事実からも個人を識別することができるこ	13
(4) 小括	13
5 「単身赴任」	14
6 「出身」	14
(1) 「出身」の項目の記載事項について	14
(2) 出身都道府県が明らかになることにより個人を識別できること	14
(3) 駐屯地の記載が誤って転記された部分からも個人を識別するこ	
あること	15
(4) 小括	15
7 「学歴」	15
8 「家族」	16
9 「単身期間」	17
10 「入隊後年」	17
11 「曜日」・「時間」・「既・未婚」・「営内外」・「連鎖性」・「新職務」	17
12 小括	18

第3 原判決認容部分②を開示することにより個人権利利益侵害可能性があること

1 「偏差値」、「段階点」、「型」、「傾向」及び「Y—G」について	19
2 本件対象文書6ないし8の「備考」及び「備考（遺書）」について	22
第4 「月」の項目に関する主張の追完	23
第5 結語	23

控訴人（以下「一審被告」という。）は、本書面において、控訴の理由を明らかにする。

なお、略語は、本書面で新たに定めるもののほか、原判決に従う。また、一審被告の原審における準備書面は、「一審被告原審第1準備書面」というように略称する。

第1 はじめに

1 事案の概要等

(1) 防衛省では、自衛官の自殺防止施策の検討等を行うために、自殺発生の概要に関する一次情報を収集して年度別に項目ごとに整理して取りまとめた本件対象文書を作成していた。本件対象文書は、自殺した個別の自衛隊員に係る一次情報がそのまま記載されており、死者の尊厳や個人のプライバシーに高度に関連するものであるから、極めて秘匿性が高いものである。そのため、本件対象文書の作成元である、陸上幕僚部人事教育部人事教育計画課服務室の自殺防止担当者からは、陸上自衛隊の部隊等へは一切配布されておらず、閲覧する者は、防衛省において、今後の自殺防止施策の検討のために必要とする最小限の者に限定している。

(2) 一審原告は、防衛大臣に対し、法に基づき、陸上自衛隊北部方面隊所属の自衛隊員の自殺者数等が記載された行政文書の開示請求（本件開示請求）をしたところ、防衛大臣が同請求に係る文書（本件対象文書）の一部を開示しない旨の決定（本件一部不開示決定）をしたことから、同決定のうち、氏名以外の不開示とした部分（本件不開示部分）の取消しを求めて、本件訴えを提起した。

(3) 原判決は、①本件対象文書1ないし16の各文書に含まれる「曜日」、「学歴」、「手段」、「方法」、「時間」、「入隊後年」、「出身」、「既、未婚」、「妻」、「海外派遣」、「嘗内外」、「家族」、「単身赴任」、「単身」、「単身期間」、「連鎖性」、「新職務」の各項目について記載した部分（以下「原判決認容部分

①」という。)は、法6条2項のいう「特定の個人を識別することができる」となる記述等の部分」(個人識別部分)に当たらない、「②本件対象文書1ないし16の各文書に含まれる「偏差値」、「段階点」、「型」、「傾向」、「Y-G」、「備考」(ただし、このうち本件対象文書2ないし5に含まれるものと除く。),「備考(遺書)」の各項目について記載した部分(以下「原判決認容部分②」という。)は、「公にしても、個人の権利利益が害されるおそれ」(個人権利利益侵害可能性)があるとは認められないとして、一審原告の請求の一部を認容し、その余の請求については棄却した。

2 本書面における一審被告の主張の概要等

(1) 原判決は、本件不開示部分について、1行につき1名の自殺した自衛隊員の個人に関する情報が記載されており、そのいずれにも当該自衛隊員の氏名が含まれていることから、これら各自衛隊員に関する情報は、氏名により個人を識別することができる情報であるとして、全体として法5条1号の個人識別情報に該当すると判断した(原判決13及び14ページ)。

その上で、法6条2項の部分開示については、①個人識別部分該当性につき、「法5条1号前段の個人識別情報に該当するか否かの判断に当たっては、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるか(モザイク・アプローチ)の検討を要するところ、法6条2項の個人識別部分についてもこれと別異に解すべき理由はない。」とした上で、「前記の『他の情報』の範囲は、親族、同僚等の特定の個人が現に保有し又は入手可能な情報を含む」とし、また、「各記述等単独では特定の個人を識別することができないが、それらが組み合わされることによって特定の個人を識別することができる場合(中略)には、特定の個人の識別に結び付くそれらのいくつかの記述等の全体が『その他の特定の個人を識別することができる」となる記述等の部分」として、部分開示においても不開示となる」と判示した(原判決16及び17ページ)。また、②個人権利利益侵害可能性につき、「法6

条2項の個人権利利益侵害可能性が認められるかどうかは、当該記述等が個人の人格的利益と密接に関連するもので、当該個人の意思によることなく流通させることが相当でないといえるか否かという観点から判断すべき」と判示した（原判決25ページ）。

このような法5条1号の個人識別情報の判断枠組み並びに法6条2項の個人識別部分該当性及び個人権利利益侵害可能性の有無の判断枠組みに関する原判決の判示は相当である。

(2) しかし、原判決は、それらの当てはめにおいて、原判決認容部分①の個人識別部分該当性を否定したところ、後記第2のとおり、原判決認容部分①には、当該自衛隊員の親族や同僚等が現に知り又は知り得る情報や他の項目の記載内容と照合することにより、個人を識別することができる記載が含まれており、これが開示されれば、これらの者にとって、個人の識別が可能となる。したがって、原判決認容部分①は個人識別部分に該当すると判断されるべきである。また、原判決は、原判決認容部分②の個人権利利益侵害可能性も認めなかつたが、後記第3のとおり、原判決認容部分②には、自殺をした自衛隊員の人格的利益に密接に関連し、当該個人の意思によらずして流通させることが相当ではない記載が含まれているため、当該部分には個人権利利益侵害可能性があると認められると判断されるべきである。

一審被告は、本書面において、原判決認容部分①及び原判決認容部分②の各項目の記載内容について、原審における主張を補充し、これらの情報に係る個人識別部分該当性、個人権利利益侵害可能性の存在を明らかにする。

(3) そのほかに、一審被告は、原審において本件対象文書2ないし16に記載されている「月」の項目に関する主張をしていなかつたことが判明したことから、後記第4で同主張を補充するとともに、一審被告原審第1準備書面別紙3について、本理由書別紙に「月」の項目を追加する形で訂正する（追加箇所は赤字で示した。）。

なお、一審被告敗訴部分ではないが、一審被告原審第1準備書面別紙3の「職種」及び「原因」の項目が記載されている対象文書の該当年度の記述に誤りがあったので、本理由書別紙のとおり訂正する（同じく訂正箇所を赤字で示した。）。

第2 原判決認容部分①は個人識別部分に該当すること

本件対象文書には、当該年度の1年間に自殺した自衛隊員に関する情報がそれぞれ記載されている。

一般に、自殺した自衛隊員の親族や同僚、友人等は、当該自殺者がいつ自殺をしたか（その年月日）を知っているか、容易に知り得るため、当該自殺者が自殺した特定の年度の対象文書のいずれかの行に当該自殺者の情報が記載されていることを認識できる。

そして、当該年度に自殺した複数の自衛隊員のうち、当該年度の対象文書に記載された各項目の内容が全て同一となることはまれであり、かつ、対象となる項目により識別可能性に影響する程度は異なるものの、一般に、複数の項目が明らかにされる場合には、一つの項目のみが明らかにされる場合よりも自殺者個人を識別することができる可能性は高まることになる。

そして、以下各項目ごとに理由を述べるとおり、原判決認容部分①の各項目に記載されている情報は、上記の観点から、いずれも当該自殺をした自衛隊員の同僚や親族等が知り得る当該自殺者の自殺の時期やその他の情報と相まって、自殺者個人の識別が可能となる情報に該当する上、その中には当該項目の記載のみからも、当該自殺した自衛隊員個人を識別することが可能となる情報も含まれている。したがって、原判決認容部分①は、個人識別部分に当たる。

1 「海外派遣」

「海外派遣」の項目には、単に海外派遣歴の有無（「有」・「無」の別）が記載されているだけではなく、1名を除く者については、派遣先の場所及び第何

次隊として派遣されたのか（以下「派遣先等」という。）が記載されている（例えば、「ゴラン高原における国連兵力引き離し監視隊に第1次隊として派遣された経験」がある場合には、「#1ゴラン」との記載がされる（なお、これは例示であり、本件対象文書には、ゴラン高原の第1次隊に派遣された者は含まれていない。）。また、本件対象文書に記載された海外派遣歴のある者のうち、自殺した年度及び派遣先等がいずれも一致する者は2名しかおらず、そのほとんどの場合は、同一年度の自殺者における派遣先等は同一ではない。

そして、自殺した自衛隊員の親族や同僚（特に、同一駐屯地に所属する者や同一の派遣先等だった者）、親しい知人等は、当該自殺者の海外派遣歴の有無及び派遣先等を知っているか、容易に知り得るところ、本件対象文書における「海外派遣」の項目が開示されることによって、自殺した各自衛隊員の派遣先等が明らかとなれば、これを親族や同僚等が知り得る当該自殺者に係る自殺の年度等の情報と照合することによって、自殺者個人を容易に識別することが可能となる。

他方、海外派遣歴がある隊員についてのみ「海外派遣」の項目の記載を開示せず、海外派遣歴のない隊員のみを開示する方法によつたとしても、不開示とされた自衛隊員については、海外派遣歴があることが明らかになることは避けられない。そして、海外派遣歴のある自衛隊員自分が少ない上、自殺者に限れば、海外派遣歴がある者が存在する年度においても当該年度に数名しか存在しないため、自殺した自衛隊員の親族や同僚等が知り得る自殺者に関する情報と、本件対象文書の該当年度における「海外派遣歴」の有無及び他の項目の記載内容と照合することにより、個人を識別することが可能となる。

したがつて、「海外派遣」の項目の記載内容は、いずれも個人識別部分に該当するというべきである。

2 「手段」及び「方法」

「手段」及び「方法」の項目には、当該自衛隊員の自殺の手段ないし方法（以

下「方法等」という。)が記載されている。その中には、自殺の方法等として通常用いることが想定されない特異なものが含まれているほか、小火器の使用のような自衛隊員以外では実行することが困難なものも存在する。他方で、自衛隊員の自殺事案として、自殺の事実のみならずその方法等について報道されている例も含まれている(乙第11, 12号証)。

そして、自殺した自衛隊員の親族は、自殺を発見したり死因の説明を受けたりする等の経緯によって、当該自殺者の自殺の方法等を知っているか、方法等を知る者から聞く等の方法によって容易に知り得るし、自殺者の同僚等も、自らが自殺の発見者となる場合や部隊内での情報の流布等のほか、上記報道内容等により、自殺の方法等を知っているか、これを知ることが十分に可能といえる。そのため、本件対象文書における「手段」又は「方法」の項目の記載内容が開示されることにより、前述のような特異な方法等により自殺した事実が明らかになれば、これを当該自殺者の親族や同僚等が知り得る自殺の年度、自殺の方法等の情報と組み合わせることにより、個人を容易に識別することが可能となる。

他方で、「手段」及び「方法」の項目の記載内容の中には、自殺の方法等としては珍しくない「縊死」や「一酸化炭素中毒」などといったものも含まれている。しかしながら、そのような方法等による自殺であっても、「手段」及び「方法」の項目の記載内容が明らかにされると、当該項目及び他の項目の記載内容と、自殺した自衛隊員の親族等が当然に知り得る自殺の年度、自殺の方法等及びその他の自殺者に関する情報を照合することにより、上記と同様に個人を識別することが可能となる。しかも、このような自殺の方法等として珍しくないものが記載されている部分のみを開示する方法によることは、不開示とされた部分に特異な方法等に係る記載がされていることが明らかになるが、このような特異な方法等による自殺をした例は少なく、このような方法等により自殺した自衛隊員が存在する年度においても、当該年度に1例ないし数例しか存

在しないため、当該隊員の親族や同僚等にとって、結局のところ、本件対象文書の当該記載に係る自殺者個人を識別することが可能となる。

したがって、「手段」及び「方法」の項目の記載内容は、全て個人識別部分に該当するというべきである。

3 「妻」

「妻」の項目には、配偶者の有無が記載されているが、自殺した自衛隊員が女性であり、配偶者が存在する場合には、「夫」又は「夫有」と記載され、配偶者が存在しない場合には、「夫無」、「無」又は空欄のままとされている。本件対象文書1には「性別」の項目が存在しているものの、本件対象文書2から16には「性別」の項目が存在しないことから、死亡した自衛隊員の性別を記録するためにこのような記載が必要となっている（なお、配偶者がいない女性のうち、「無」や空欄とされている者については、後述のとおり「単身」の項目に女性である旨が記載がされている場合がある。）。そうすると、本件対象文書につき、女性以外の「配偶者」の項目の記載内容のみを開示する方法によつたとしても、不開示とされた者が女性であることが判明してしまうため、結局のところ、「配偶者」の項目の記載内容を一部でも開示すれば、自殺した自衛隊員の性別が判明することになる。

そして、通常、自殺した自衛隊員の親族や同僚等は、当該隊員の性別及び自殺の年度については、知っているか、又は容易に知り得るところ、一審被告原審第3準備書面8及び9ページで述べたとおり、陸上自衛隊に所属する女性の自衛隊員の割合は低く、同様に自殺者のうち女性の占める割合も低いことから、自殺した女性が存在する年度であっても、当該年度につき1名ないし数名しか存在しない。そのため、本件対象文書における「配偶者」の項目の記載内容を開示することにより、当該自殺者が女性であることが明らかになれば、個人を容易に識別することが可能となる（自殺した自衛隊員が女性であることが明らかになることにより、個人を識別することが可能となることについては、原審

が正当に判断したとおりである（原判決21ページ）。

4 「単身」

(1) 「単身」の項目に記載されている内容について

「単身」の項目には、通常、当該自殺をした自衛隊員が単身赴任をしているか否かが記載されているが、特記事項として、次のような記載がされている部分がある。

ア 当該自殺者が女性であること

上記3のとおり、本件対象文書2ないし16には「性別」の項目が存在しないため、「妻」の隣にある「単身」の項目に当該自殺者が女性である旨記載されている部分がある。

イ 身分関係に関する事項等

自殺者の離婚歴やその年月、別居や離婚訴訟・調停が行われていた等の婚姻状態に関する一定の事実関係、その他の事項が記載されている部分がある。これらが自殺の原因として特定できる場合には、「原因」の項目に記載することもあるが、原因であるとまでは特定できない場合などに、「妻」の項目の隣の欄にある「単身」の項目にこれらの内容が記載されている。

(2) 「単身」の項目の特記事項から個人を識別することが可能であること

「単身」の項目に女性である旨記載されている場合（上記(1)ア）、これを開示することにより、自殺者が女性であることが判明すれば、個人を識別することが可能であることは、上記3のとおりである。また、「単身」の項目に離婚歴及び離婚時期が記載されている場合（上記(1)イ）、特定の年月に離婚をした者であることが明らかになれば、当該自殺者の親族や同僚等においては、それらの事実を知っているか、又は容易に知り得るから、個人を識別することが可能となるし、別居や離婚訴訟等が行われていた事実が記載されている場合についても同様に個人を識別することが可能となるものと考

えられる。他方で、「単身」の項目における特記事項の記載自体からは個人を識別することが可能ではないといえる場合であっても、これらの特記事項が記載されている自殺者は、このような自殺者が存在する年度であっても、当該年度に1名ないし数名しかいないことからすれば、当該自殺者の親族や同僚等が知っているか、又は知り得る自殺の年度等や婚姻関係等に関する情報と、上記特記事項の記載及び他の項目の記載内容を照合することにより、個人を識別することが可能といえる。

(3) 単身赴任である事実からも個人を識別することが可能であること

また、「単身」の項目について、特記事項以外の自殺した自衛隊員が単身赴任をしていた旨の記載自体からも、個人を識別することが可能であるというべきである。すなわち、本件対象文書の各自殺者のうち単身赴任中の者は少なく、このような者が存在する年度であっても、当該年度に1名ないし数名しか存在しない。そして、自殺した自衛隊員の同僚や親族等は、当該自殺者が単身赴任中であったことを知っているか、又は容易に知り得るといえるから、当該自殺者の親族等や同僚が知り得る自殺の年度等及び単身赴任中であるか否かという情報と、「単身」の項目の単身赴任中であった旨の記載及び他の項目の記載内容を照合することで、個人を識別することが可能となる。

(4) 小括

上記のとおり、「単身」の項目に記載された特記事項や単身赴任中である事実からは、当該自殺者個人を識別することが可能であるといえるところ、これらの記載がある者に係る部分を除いた部分を開示する方法によつたとしても、不開示とされた者にこれらの記載があることが明らかになつてしまつたため、結局のところ、不開示とされた者について、個人を識別することが可能であるというべきである。

したがつて、「単身」の項目の記載内容は、いずれも個人識別部分に該当するというべきである。

5 「単身赴任」

「単身赴任」の項目には、自殺した自衛隊員が単身赴任をしていたか否かが記載されているところ、単身赴任の別に関する記載部分が個人識別情報に当たることは、上記4(3)及び(4)で述べたとおりである。

6 「出身」

(1) 「出身」の項目の記載事項について

「出身」の項目には、原則として、自殺した自衛隊員の出身都道府県が記載されている。もっとも、一部の自殺者に関しては、誤って「駐屯地」の項目が転記されている部分があり、当該部分には当該隊員が所属していた駐屯地が記載されている。

(2) 出身都道府県が明らかになることにより個人を識別できること

本件対象文書の全ての年度において、当該年度に自殺者が1名しか存在しない出身都道府県が存在するところ、自殺者の親族等は、当該自殺者の出身都道府県を当然に知っているか、又は容易に知り得るといえる。また、陸上自衛隊には全国5個の方面隊（北部、東北、東部、中部及び西部）が編成されているところ、一般に配属する方面隊以外の方面隊への異動が多くない上、隊内で共同生活を行う者も多く、同一駐屯地の隊員が緊密な関係を有するため、お互いの出身都道府県を知り得る立場にあるといえる。

そのため、本件対象文書における「出身」の項目の記載内容を開示することにより、当該年度に自殺者が1名しかいない出身都道府県である場合には、当該自殺者の出身都道府県が明らかになれば、これを当該自殺者の親族や同僚等が当然に知っているか、又は容易に知り得る自殺の年度及び出身都道府県等の情報と照合することにより、個人を識別することが可能となる。

他方、当該年度に自殺者が複数名存在する出身都道府県の記載部分であっても、当該自殺者の親族等が当然に知っているか、又は容易に知り得る自殺の年度等及び出身都道府県の情報等と、「出身」の項目及び他の項目の記載

内容を照合することにより、個人を識別することは可能というべきである。

また、当該年度に自殺者が複数名存在する出身都道府県の記載部分のみを開示する方法によることは、不開示とされた部分には自殺者が 1 名しかいない出身都道府県の自殺者に係るものが記載されていることが判明することになるから、結局、当該自殺者個人を識別することが可能となる。

(3) 駐屯地の記載が誤って転記された部分からも個人を識別することが可能であること

「駐屯地」の項目の記載内容が明らかになれば個人を識別することが可能であることについては、一審被告が原審（一審被告原審第 3 準備書面 6 ページ）で主張し、原審も正当に判断したとおりである（原判決 19 ページ）。

したがって、「出身」の項目に当該自殺者が配属していた駐屯地が誤って転記されている部分が明らかになった場合にも、当然に個人を識別することが可能であるというべきである。

(4) 小括

以上のとおりであるから、「出身」の項目の記載内容は、いずれも個人識別部分に該当するというべきである。

7 「学歴」

「学歴」の項目には、当該自殺者の最終学歴として、「中卒」、「高卒」、「短大卒」、「大卒」、「防大」（防衛大学校を卒業したことを意味する。）、「高退」（高校を中退したことを意味する。）、「その他」のいずれかの記載があるか、空欄とされているものもある。

一般に、自殺した自衛隊員の親族は、当該自殺者の最終学歴を当然に知っているか、又は容易に知り得る立場にある。また、上記 6 (2) で述べたとおり、一般に自衛隊員は、自衛隊以外の職業と比較しても隊員相互の交流が緊密である上、特に防衛大学校を卒業した者については、自己紹介や略歴において、防衛大学校の卒業期別を明らかにすることが一般的であるため、当該自殺者の同

僚等も、当該学歴については通常知っているか、少なくとも知ることが十分可能といえる。

そして、これらの学歴の中には、当該年度に該当する自殺者が1名しか存在しないものも含まれているほか、また、高校を中退した者については、そもそも人数が少ないとからすれば、当該自殺者の親族や同僚等が知っているか、又は容易に知り得る自殺の年度及び最終学歴等の情報と、「学歴」の項目及び他の項目の記載内容を照合することにより、個人を識別することが可能となる。他方で、仮に、このような当該年度の自殺者において少人数しかいない学歴を有する者以外の学歴に係る部分のみを開示する方法によった場合には、不開示とされた者の学歴が少人数しかいないものであることが判明するため、結局のところ、不開示とされた者について、個人を識別することが可能であるというべきである。

したがって、「学歴」の項目の記載内容は、いずれも個人識別部分に該当するというべきである。

8 「家族」

「家族」の項目には、自殺した自衛隊員の家族構成（父母、配偶者及び子）及び各家族の年齢が記載されている。

自殺した自衛隊員の親族は、通常当該自殺者の家族構成及び各家族の年齢を知っているか、又は容易に知り得ることは明らかである。また、前述した自衛隊員相互間の関係性の強さに鑑みれば、当該自殺者の同僚等においても、当該自殺者の家族構成（配偶者や子の人数、性別）及び年齢（例えば、昨年出産したとか、当時小学校1年生である等の情報）については、他の職業と比較しても一層知っている者が多いことは多言を要しないことである。

そして、当該年度の複数の自殺者間で、上記の各事項が一致することはまれであることからすると、「家族」の項目の記載内容が明らかとされた場合には、当該自殺者の親族や同僚等が知っているか、又は容易に知り得る自殺した年度

及び家族構成等に関する情報と照合することによって、個人の識別を可能とするものであるから、個人識別部分に該当する。

9 「単身期間」

「単身期間」の項目は、当該自殺した自衛官が単身赴任中である場合における単身赴任の期間が記載されている。

このように、「単身期間」の項目は、当該自殺者が単身赴任中であることを前提としていることからすると、上記4(3), (4)及び5で述べたとおり、当該自殺者が単身赴任をしていた事実が明らかとなつた場合には、個人の識別につながり得るものであるところ、「単身期間」の項目には、それに加えて当該自殺者の単身赴任の期間も記載されているのであるから、個人が識別される蓋然性がより高いといえることは明らかである。

したがって、「単身期間」の項目の記載内容は、いずれも個人識別部分に該当する。

10 「入隊後年」

「入隊後年」の項目には、自殺した自衛隊員について、自殺時における入隊からの経過年数が記載されているところ、当該自殺者の入隊時期を推知し得る情報であるとともに、当該自殺者の年齢を推知し得る情報でもある。

そうすると、当該自殺者の親族等や同僚等など、当該自殺者の入隊時期又は年齢を知っているか、又は知り得る者にとって、自殺した年度及び「入隊後年」の項目の内容と照合することによって、当該自殺者の情報であることを推知することができる。また、上記のとおり、当該自殺者の年齢を推知し得る情報であることからすると、原審が「年齢」及び「年齢区分」の項目を個人識別部分であると認めていること（原判決22及び23ページ）と同様の理由によつても、個人識別部分に該当するというべきである。

11 「曜日」「時間」「既・未婚」「営内外」「連鎖性」「新職務」

既に述べたとおり、自殺した自衛隊員の親族や同僚等は、当該自殺者が自殺

した年月日を知っているか、又は容易に知り得るところ、当該年度に自殺した複数の自衛隊員において、本件対象文書の複数の項目がいずれも一致することは少ないか、まれであり、個別性の高い項目については、単独でも一致する蓋然性は極めて低い。

したがって、本件対象文書について、上記「曜日」等の各項目の記載内容が開示されれば、当該自殺者の自殺年度及び開示された項目の記載内容と、自殺した自衛隊員の親族等が知っているか、又は知り得る自殺の年月日及びその他の情報を照合することによって、個人を識別することができる。

しかも、これらの項目に記載された内容は、いずれも原判決が判示するような「個人の特定に資する程度が一般的に弱い」（原判決23ページ）ものとは到底認められない。すなわち、「曜日」及び「時間」の各項目の記載内容は、自殺した日時と同様に、自殺者ごとの個別性が高いものであって、これらの項目が複数の自殺者で一致することはまれであるし、「連鎖性」・「新職務」の各項目の記載内容についても、該当する自殺者については、個別性の高い情報であるから、当該自殺者の親族等又は同僚等の当該自殺者をめぐる状況を知っているか、又は知り得る者にとっては、当該項目の記載内容が明らかとなった場合には、当該自殺者を識別することができる。また、「既・未婚」・「営内外」の項目の記載内容についても、他の項目の記載内容も明らかとされた場合には、個人の識別が可能となることがあることは当然である。

このようにみると、上記の各項目の記載内容についても、いずれも個人の識別を可能とするものであり、個人識別部分に該当するというべきである。

12 小括

以上によれば、原判決認容部分①はいずれも個人識別部分に該当するというべきである。なお、本件対象文書11の番号21の「備考（遺書）」の項目には、遺書の有無のみならず、括弧書きで当該隊員の「所属」の項目の記載内容と同一の内容が記載されている。そして、一審被告原審第3準備書面6ページ

で述べたとおり、「所属」に関する情報が開示されれば、自殺した個人を識別することができるといえ、原判決も同様の判示をしている(原判決19ページ)。そうすると、原判決認容部分①に加え、本件対象文書11の番号21部分も個人識別部分に該当するというべきである。

第3 原判決認容部分②を開示することにより個人権利利益侵害可能性があること

第1の1(1)に記載したとおり、本件対象文書は、自殺した自衛隊員に関する自殺発生の一次情報を年度別に取りまとめたものである。個人の死に関連する情報、特に自ら命を絶った者の死に関する情報は、当該自殺者個人や遺族にとって、みだりに公開されることを欲しない情報であることはいうまでもないところ、本件対象文書には、自殺者に関する一次情報がそのまま記載されているのであるから、本件対象文書に記載されている情報は、類型的に死者の尊厳や個人のプライバシーに密接に関連し、その意思に基づかずに流通させることができない情報に当たるというべきである。そうであるからこそ、本件対象文書は陸上幕僚部人事教育部人事教育計画課服務室の自殺防止担当者から、陸上自衛隊の部隊等へは一切配布せず、閲覧する者は、防衛省において、今後の自殺防止施策の検討のために必要とする最小限の者に限定しているところである。しかも、原判決認容部分②の記載内容には、自殺者に係る情報であることを考慮しなかったとしても、個人の人格的利益に密接に関連し、当該個人の意思に基づかずに流通させることが相当でないものも含まれているのであるから、開示による利益侵害の可能性が高いことが一層明らかである。

したがって、原判決認容部分②には、個人利益侵害可能性があると認められる。

1 「偏差値」、「段階点」、「型」、「傾向」及び「Y-G」について

(1) これらの項目は、自殺した自衛隊員に対して自衛隊入隊時等に行われた心理適性検査の結果が記載されている。自衛官の心理適性検査は、「自衛官等

の心理適性検査に関する訓令」（防衛庁訓令第37号。乙第13号証）において、その区分、検査の方法その他検査の実施に関して必要な事項を定めており（1条）、検査の結果は公開しないものとされている（8条）。そして、同訓令10条を受けて定められた「陸上自衛隊の心理適性検査に関する達」（陸上自衛隊達第32－17号。乙第14号証）では、同検査の実施に関する細部事項が定められ（1条）、具体的には、検査の種類や検査問題等（3条、別紙第1）、実施要領（4条）、判定基準（5条）の規定があるほか、検査結果は教育訓練、人事管理、服務指導等のために活用され（14条）、検査結果は関係者以外には公開しないものとされている（15条）。

本件対象文書に記載されている検査の結果は、乙第14号証別紙第1に記載されている検査のうち、①T75式知能検査（知能検査（D））、②内田クレペリン検査（クレペリン作業素質検査（A））、③Y-G性格検査（性格検査（B）。なお、同検査は、陸上幕僚監部においてはA E P S性格検査とも呼ばれている。）の3つの検査である。

(2) このうち、①T75式知能検査は、科学的に知能の程度を測定する検査であり、自衛隊においては、この結果を「偏差値」及び「段階点」で表しているところ、この「偏差値」及び「段階点」は、知能指数に対応するものである（乙第15号証）。そして、個人の知能検査の結果は、その者の知能の程度を端的に表すものであり、具体的には、乙第15号証の「教育課程」・「職務遂行過程」に記載されるとおりの能力及び資質の有無が明らかとなる。そして、この結果が平均より下回っているとか、低いものであるといった情報が明らかとされた場合、当該結果が科学的な判定に基づく客観的な数値であることも加味すると、当該自殺者の知的能力が劣っていたという印象を他人に強く抱かせることは明らかである。

次に、②内田クレペリン検査は、連続した足し算を繰り返し行わせる作業を通じて、「知能」、「仕事の処理能力」、「積極性」、「意欲」等の程度を判定

するとともに（乙第16号証27ページ），性格・行動面で問題のない人々の「定型」的な検査結果と対象者の検査結果とのかい離の有無・程度をみるとことにより，精神病の有無や性格異常・問題行動の有無を（「非定型」な検査結果にこれらが表れる）判定するものである（乙第16号証29及び35ページ）。これらの検査結果は，「型」及び「傾向」で表されるところ，このうち「型」は，事務処理能力の高低，性格が「定型」的か「非定型」的かを示し，「傾向」は物事に固執する傾向がある等の特異な傾向が存在するか否かを示すものである。具体的には，【クレペリン検査】類型符号とその一般的特徴（乙第17号証）及び【クレペリン検査】特異傾向と作業（性格）上の特徴（乙第18号証）のとおりであるところ，このうち，特に事務処理能力が不足しているとか，特異な性格傾向があるといった情報は，上記検査結果が科学的な判定に基づく客観性を有するものであることも加味すると，当該自殺者の事務処理能力が劣っていることや，性格傾向の偏りがあるという印象を他人に抱かせるものであることが明らかである。

さらに，③Y-G性格検査は，100以上の簡単な質問に回答させることにより，その者の性格傾向を図るものである。その結果判定される性格傾向の内容は，「性格検査（D）（A E P S性格検査）の解説書」（乙第19号証）及び【Y-G A E P S性格検査】類型等による特徴（乙第20号証）のとおりである。そして，検査結果の中には，情緒不安定，社会不適応といった否定的な性格ともみられる結果も存在するところ，これらの判定の結果が明らかにされた場合には，上記検査結果が科学的な判定に基づく客観性を有するものであることも加味すると，当該自殺者が否定的な性格傾向を有する人物であるとの印象を他人に抱かせることが明らかである。

(3) このように，「偏差値」，「段階点」，「型」，「傾向」及び「Y-G」の各情報は，いずれも個人の能力・資質や性格傾向を科学的に判定するものであり，個人の人格的利益に密接に関連するものであるから，その結果いかんを問わ

ず、その者の意思に基づかないで流通させることが相当でない情報に当たることは明らかである。また、特に検査結果が劣位であったり、否定的な結果とされている者にとっては、その者の名誉や社会的信用を低下させる情報に当たるから、そのような点からも、その者の意思に基づかないで流通させることが相当でない情報というべきである。そうであるからこそ、上記各検査の結果が関係者以外非公開とされているのである。

したがって、これらの情報を開示することにより、個人権利利益侵害可能性があると認められることは明らかである。

2 本件対象文書6ないし8の「備考」及び「備考（遺書）」について

前記のとおり、人の死に関連する情報、特に自ら命を絶った者についての情報は、死者の尊厳に密接に関わるものであり、当該自殺者個人やその遺族にとって、みだりに公開されることを望まないものに当たることは明らかである。しかも、当該自殺者が遺書を残したか否かは、その者が自殺を選択をするに当たり、何らかの残すべき遺志を有していたか否かを端的に示すものであり、そのこと自体が極めて個人的な領域に属する事項であって、無関係な第三者に知られることを容認すべき性質のものとはいうことができない。したがって、本件対象文書6ないし8の「備考」及び「備考（遺書）」の項目に記載されている遺書の有無の事実は、個人の人格的利益に密接に関連し、その意思に基づかずに流通させることが相当でない情報に当たる。

また、「備考（遺書）」の項目には、遺書の有無のみではなく、括弧書きで遺書の概略が記載されている部分が含まれており、当該部分からは、自殺の原因を推知することが可能である。そうすると、このような遺書の概略が記載されている部分については、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあることは一層明白であって、この点は、原審も、「本件対象文書2ないし5においては、自殺の遠因及び遺書の有無等の特記事項の記載がされており」、「自殺の遠因は、（中略）当該自衛隊員の自殺の原因を推知させるものとして、

個人の人格的利益と密接に関連する」として正当に認めているところである(原判決27, 28ページ)。

したがって、本件対象文書6ないし8の「備考」及び「備考(遺書)」の項目の記載内容を開示することにより、個人権利利益侵害可能性が認められるというべきである。

第4 「月」の項目に関する主張の追完

本件対象文書2ないし16には、「月」の項目が含まれているところ(甲第3号証の2ないし16), この項目には、当該自衛隊員が自殺をした月が記載されている。本件対象文書の中には、自殺者が1名しかいない特定年度の特定の月も存在する。

そして、これまでに述べてきたとおり、自殺した自衛隊員の親族や同僚等は自殺の年月日を知っているか、又は知り得るところ、「月」の項目を開示することで自殺した月が明らかになれば、当該自殺者の親族や同僚等において、当該自殺者の自殺の年月日等の情報と、「月」の項目及び他の項目の記載内容を照合することにより、個人を識別することが可能となる。

したがって、「月」の項目の記載内容は、いずれも個人識別情報に該当する。

第5 結語

以上のとおり、原判決認容部分①は個人識別部分に該当するというべきであるし、原判決認容部分②を開示することにより、個人権利利益侵害可能性があると認められるから、これらの各記載部分に関する一審原告の請求を認容した原審の判断には、明らかな誤りがある。

したがって、原判決中、一審被告敗訴部分を取り消し、一審原告の請求を棄却すべきである。

以上

本件対象文書																項目名	項目の意味（当該項目欄に記載されている内容）
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
○										事故日時						自殺が発生した日時	
○										曜日						自殺が発生した曜日	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自殺した月	
																自殺の発生について部隊等から陸上幕僚監部へ報告がなされた月日	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自殺が発生した月日及び曜日	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	年度毎の一連番号	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	所属する部隊等が属する方面隊等（北部方面隊、東北方面隊、東部方面隊、中部方面隊、西部方面隊、その他直轄部隊）	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	所属する部隊等（最小単位では中隊等（50名程度の集団）レベルまで記載）	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	所属する部隊等が所在する駐屯地	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	氏名	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	性別	
○																自衛官については職種（普通科、特科、機甲科等）、事務官等については俸給表の種別及び級（行（一）3等）	
○																年齢	
○																年齢区分（5歳区切り）	
○																学歴	
○																自衛官については階級、事務官等については「事務官」とのみ記載）	
○																階級	

偏差値 言語構成、查照、計算、図形、文章推理、記憶の6項目からなるT75式知能検査の得点から換算した偏差値であり、その数値は9~88の範囲

点階段

上記 T75式年

～4.4を段階点3、偏差値4.5～5.4を段階点4、偏差値5.5～6.4を段階点5、偏差値6.5～7.4を段階点6、偏差値7.5～8.8を段階点7に区分

型

一 連続した足し算の作業により作業ぶりや人格特徴を調査する内田クレペリン精神検査（警察、民間企業等でも使用）の結果であり、アルファベットの組み合せで示すもの。

向傾化

上記クレペリン検査の結果であり、型のほか、特異傾向が認められた場合に数字で示すもの。

γ-E

100個以上の簡単な質問により受検者の性格傾向を調査するY-G性格検査（平成10年以降の入隊者は、類似のA-E P S性格検査に変更）の結果をA～Fの6つの類と典型、準型、混合型の3つの型に分類したものの。